

## 安全・安心なまちづくりに関する連携協定書

大阪市市民局、環境局、建設局及び消防局（以下「甲」という。）と大阪府警察（以下「乙」という。）は、次のとおり相互の連携を強化する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密に連携して、犯罪捜査等における画像データの活用、あんしんパトロール及び情報発信等を行うことにより、子どもや女性をはじめとする市民の安全・安心の一層の向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 防犯カメラ及び業務用車両に搭載されたドライブレコーダーの画像データの犯罪捜査等への活用に関する事。
- (2) あんしんパトロール等を通じた見守りに関する事。
- (3) 犯罪抑止に関する情報共有及び市民への情報発信に関する事。
- (4) その他犯罪抑止のための環境づくりに関する事。

### （秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の運用に際して知り得た情報は、大阪府及び大阪市の個人情報保護に関する条例その他関係法令に基づき、適正に管理を行う。

### （協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙が押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月20日

甲 大阪市

市民局長 馬場 泰子

環境局長 青野 親裕

建設局長 渡瀬 誠

消防局長 城戸 秀行

乙 大阪府警察本部

生活安全部長 高木 久